

法定資格に基づく業務（兼法定資格コード表）

1 実務経験コード

○下表に掲げる法定資格に基づき当該資格に係る業務であって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている業務に従事し、期間は、試験日の前日(10月7日(土))まで実務経験として通算することができます。

※法定資格に基づく業務の実務経験期間は、資格取得日・登録年月日以降を起算日としてください。

2 法定資格コード

○受験申込書(様式1の1)の当該欄に、上記「1 実務経験コード」で使用したコードを記入してください。

実務経験コード 法定資格コード	資 格 名	試 験 対 象 者
A01	医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
A02	歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
A03	薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
A04	保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する者
A05	助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦もしくは新生児の保健指導に従事する者
A06	看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
A07	准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者もしくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
A08	理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事する者
A09	作業療法士	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事する者
A10	視能訓練士	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に従事する者
A11	義肢装具士	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事する者
A12	歯科衛生士	歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事する者 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。 三 歯科保健指導をなすこと。

実務経験コード 法定資格コード	資 格 名	試 験 対 象 者
A13	言語聴覚士	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事する者
A14	あん摩マッサージ指圧師	厚生労働大臣より、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージもしくは指圧、はり又はきゅうに従事する者
A15	はり師	
A16	きゅう師	
A17	柔道整復師	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事する者
A18	栄養士	栄養士として都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者
	管理栄養士	管理栄養士として厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事する者
A19	社会福祉士	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事する者 ※社会福祉士資格に基づく相談援助業務に従事した期間 ⇒ 実務経験コード「A19」 ※資格取得前に相談援助業務に従事した期間 ⇒ 別紙Bの当該実務経験コード
A20	介護福祉士	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対する介護に関する指導に従事する者 ※介護福祉士資格に基づく介護業務に従事した期間 ⇒ 実務経験コード「A20」 ※資格取得前に相談援助業務に従事した期間 ⇒ 別紙Bの当該実務経験コード
A21	精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事する者 ※精神保健福祉士資格に基づく精神保健福祉業務に従事した期間 ⇒ 実務経験コード「A21」 ※資格取得前に精神保健福祉業務に従事した期間 ⇒ 別紙Bの当該実務経験コード